

広島県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施術		所在地	業務の種類	指定年月日
	名称	所			
高橋 祐也	出張専業		安芸郡府中町鶴江二丁目一六番一五号二〇一	あん摩マッサージ指圧	令和三年二月一日
高橋 祐也	出張専業		安芸郡府中町鶴江二丁目一六番一五号二〇一	はり・きゆう	令和三年二月一日